

令和7年度 償却資産(固定資産税) 申告の手引き

日頃より、四万十市の税務行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産(事業用資産)についても課税の対象となります。そのため、四万十市内で事業を行っている法人や個人で、毎年賦課期日(1月1日)現在に償却資産を所有されている方は、地方税法第383条(固定資産の申告)の規定により当該償却資産の申告が義務付けられています。

つきましては、この手引きをご覧ください。申告書を作成のうえ、期限内の提出をお願いします。

提出期限 令和7年1月31日(金)

提出先

<中村地域>

〒787-8501 高知県四万十市中村大橋通4丁目10番地
四万十市税務課 資産税係
電話 0880-35-4428 (直通)

<西土佐地域>

〒787-1601 高知県四万十市西土佐江川崎2445番地2
四万十市西土佐総合支所 西土佐住民分室
電話 0880-52-1112 (直通)

郵送による申告について

申告書を郵送で提出される方で受付印付きの控への返送を希望される方は、切手を貼った返信用封筒の同封をお願いします。受付印付きの控えが必要無い場合は控への送付は不要です。

(返信用封筒が無い場合、控えの送付ができませんのでご了承ください。)

インターネットによる電子申告について

eLTAX(エルタックス)での電子申告も可能です。

エルタックスご利用についての詳しい情報は、地方税共同機構のホームページをご覧ください。

申告書等のダウンロードについて

申告用紙は、市のホームページからも入手できます。

四万十市 償却資産申告書

検索



四万十市
償却資産について

※提出していただいた申告書の内容を確認するために、電話や実地調査等を行うことがあります。調査の結果によっては修正申告が必要な場合がありますので、その際にはご協力をお願いします。(実地調査等を行う場合は事前にご連絡します。)

※申告内容の修正や資産の申告漏れ等に伴う賦課決定に際しては、申告された年度だけではなく、資産を取得された翌年度まで遡及して課税することがあります。

なお、過年度分について追徴課税となった場合、通常の納期とは異なり、納期は1回となりますのでご注意ください。

【目次】

1 償却資産とは.....	2
2 申告方法.....	6
3 法人税・所得税（国税）との比較について.....	7
4 償却資産の価格・課税標準・税額.....	8

1 償却資産とは

（１）償却資産とは

償却資産（事業用資産）とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるもののうちその取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のものです。

主に会社や個人で工場や商店等を経営している方が、その事業のために用いることができる機械・器具・備品等が該当します。（※資産の例については下の表をご参照ください）

償却資産は土地や家屋と違い登記制度がないため事業用資産を所有している方は申告が必要です。

（２）申告すべき資産

令和7年1月1日現在に、四万十市内に所在する事業の用に供することのできる償却資産

※ご申告にあたっては、法人の方は固定資産台帳や法人税申告書別表16（2）等を、個人の方は所得税の申告における減価償却明細や固定資産を管理している帳簿等をもとに作成をお願いします。

※次に掲げる資産は、償却資産申告の対象となりますので、特にご注意ください。

ア	福利厚生のに供するもの
イ	建設仮勘定で経理されている資産、簿外資産及び償却済資産であっても、賦課期日（1月1日）現在において事業の用に供することができるもの
ウ	遊休または未稼働の償却資産であっても、賦課期日（1月1日）現在において事業の用に供することができる状態にあるもの ※ただし、その資産が廃棄同様であるもの及び将来にわたって使用しないことが明らかである場合は、減少資産（資産除去）の申告をしてください。
エ	改良費（資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体と独立して取り扱います）
オ	家屋に施した建築設備・造作等のうち、償却資産として取り扱うもの（該当する資産は構築物として申告してください）
カ	使用可能な期間が1年未満または取得価額が20万円未満の償却資産であっても、個別に減価償却をしているもの
キ	租税特別措置法の規定を適用して即時償却等をした資産 （例）中小企業者等の30万円未満の少額資産の損金算入の特例を適用した資産

(3) 償却資産の申告対象となるもの（一例）

ア 種類別分類

種 類	資 産 名
構築物	舗装路面、庭園、門・塀・緑化施設等の外構工事、看板（広告塔等）、ゴルフ練習場設備、受・変電設備、予備電源設備、その他建築設備、内装・内部造作等
機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）等
船舶	ボート、釣舟、漁船、遊覧船等
航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
車両及び運搬具	大型特殊自動車（分類記号が「0、00～09、000～099」「9、90～99、900～999」の車両）、構内運搬車、貨車、客車等
工具、器具及び備品	パソコン、陳列ケース、看板（ネオンサイン）、医療機器、測定工具、金型、理容及び美容機器、衝立等

イ 業種別分類

業 種	資 産 名
共 通	舗装路面、看板（広告塔・袖看板・案内板・ネオンサイン）、内装・内部造作等、ブラインド・カーテン等、応接セット、キャビネット、レジスター、パソコン、コピー機、ルームエアコン、LAN 設備、自動販売機、太陽光発電設備（※1）、その他
農業	ビニールハウス、乾燥機、糶摺機、精米機、手押し耕運機、播種機、その他
製造業	食料品製造設備、金属製品製造設備、梱包機、ボール盤、旋盤、その他
建設業	大型特殊自動車、フォークリフト（軽自動車税の対象となっているものを除く）、パワーショベル、ブルドーザー、発電機、その他
小売業	陳列棚・陳列ケース（冷凍機または冷蔵機付のものも含む）、日よけ、その他
料理飲食店業	テーブル、椅子、冷凍冷蔵庫、厨房用具、カラオケ機器、その他
ガソリンスタンド	独立キャノピー、地下タンク、防壁、洗車機、ガソリン計量器、その他
不動産貸付業	駐車場等の舗装及び機械設備、門・塀・緑化施設等の外溝工事、受・変電設備、発電機設備、中央監視設備、蓄電池設備、その他
駐車場業	舗装路面、駐車料金自動計算装置、受・変電設備、発電機設備、蓄電池設備、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、その他
諸芸師匠業	花器、茶器、楽器、その他
貸衣装業	衣装、その他
クリーニング業	脱水機、洗濯機、プレス機、ボイラー、乾燥機、ビニール包装設備、その他
理容・美容業	洗面設備、理容・美容（椅子）、消毒殺菌機、サインポール、その他
医（歯）業	医療機器（手術機器、レントゲン装置、ファイバースコープ、歯科診療ユニット等）、その他
娯楽業	ボーリング場用設備、ゴルフ練習場設備、カラオケ機器、パチンコ器、パチンコ器取付台（島工事）、両替機、ゲーム機、その他

（※1）太陽光発電設備を設置している方で、次の要件に該当する方は、償却資産として申告していただく必要があります。

設置者	要件
個人	住宅や土地に設置したもので発電出力 10 k w 以上のもの
個人（事業用）・法人	発電出力にかかわらず、償却資産として申告対象となります。

※事業とは、一定の目的のために一定の行為を継続、反復して行うことをいいます。

※太陽光パネルが家屋の屋根材となっている場合は、固定資産税の家屋の対象となるため、償却資産の申告は不要です。

○対象となる設備：太陽光パネル、架台、送電設備、電力量計等

(4) 申告の対象とならない資産

ア	自動車、原動機付自転車、小型フォークリフト等自動車税、軽自動車税の課税の対象となるもの
イ	無形固定資産（ソフトウェア、特許権、実用新案権等）
ウ	繰延資産
エ	骨董品などの時の経過により価値の減少しない資産
オ	耐用年数1年未満または取得価額10万円未満の償却資産で損金算入したもの
カ	取得価額20万円未満の償却資産で3年間の一括償却を選択したもの

(5) 少額資産の取扱い

	取得価額 償却方法	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
		ア	一時損金算入（*1、*4）	申告対象外	
イ	3年一括償却（*2、*4）	申告対象外			
ウ	中小企業特例（*3、*4）	申告対象			
エ	個別減価償却（*5）	申告対象			

(*1) 法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条

(*2) 法人税法施行令第133条の2第1項又は所得税法施行令第139条第1項

(*3) 中小企業特例を適用できるのは平成18年4月1日から令和8年3月31日までに取得した資産です。（租税特別措置法第28条の2、第67条の5）

(*4) 令和4年4月1日以降に取得した資産のうち、貸付（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供する資産は、当該償却方法の対象外となります。

(*5) 個人の方については、平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した10万円未満の資産（令和4年4月1日以降に取得した貸付（主要な事業として行われるものは除く。）のように供する資産は除く。）はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません（所得税法施行令第138条）。

(6) リース資産について

リース資産の申告義務は原則として、資産の貸主（リース会社）にあります。ただしそれが実質的に割賦販売であると認められる場合は、借主が申告することとなります。

なお、平成20年4月1日以後に契約を締結した所有権移転外ファイナンスリースについて、法人税・所得税における所得の計算上売買取引と取り扱うよう変更されていますが、償却資産（固定資産税）においては、下表の取扱いとなりますので、ご注意ください。

リース契約の内容	資産を借りている人	資産を貸している人 (リース会社)
通常の賃貸契約によるもの (リース期間満了と同時に資産が 回収される場合)	申告不要	申告必要 (資産所在地に申告)
実際の売買にあたるようなもの (実質的に割賦販売であると認め られる場合やリース期間後に借主 に譲渡される場合等)	申告必要 (自己資産として申告)	申告不要

※平成20年4月1日以後に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の2第1項に規定するリース（売買扱いとするファイナンスリース）資産で取得価額が20万円未満である場合は、申告対象外となります（地方税法施行令第49条ただし書）。

※リース形態により申告者が異なるため、取り扱いが不明な場合は契約書等をご確認ください。

(7) 家屋と償却資産の主な区分

下記の表のとおり、賃貸店舗等で事業をされている賃借人の方が取り付けた建築設備については、償却資産として取り扱います。家屋と設備等の所有者が同じ場合と異なる場合によって、家屋と償却資産の区分が変わりますのでご注意ください。

また、家屋と設備等の所有者が異なる場合で、ビルの一室を借りご自分で内装を施工された場合は、内装と設備一式を償却資産として取り扱います。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有者			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上げ、店舗造作	○			
電気設備	電灯コンセント 照明器具設備	屋外設備		◎		
		屋内設備	○			
	電話設備	電話機・交換機		◎		
		配管・配線・端子盤等	○			
給排水 衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備（工場設備等）		◎		
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等（家屋一体のもの）	○			
	医療機器	医療用ガス、ボンベ、消毒設備、手術設備		◎		
	ガス設備	屋外工事、引込工事、特定の生産または業務用設備		◎		◎
		屋内配管	○			
	衛生器具設備	ユニットバス、便器等	○			
空調設備	空調設備 換気設備	壁掛け式のルームエアコン、特定の生産または業務用設備		◎		
		上記以外の設備、埋め込み式の空調	○			
その他	消火設備	消火器、避難器具		◎		
	運搬設備	工場用ベルトコンベアー		◎		
		ホテル等のエレベーター、エスカレーター、昇降機	○			
	厨房設備	飲食店、ホテル、百貨店等営業用の設備		◎		
	洗濯設備	コインランドリーの洗濯機		◎		
外溝工事	その他	工事一式（門、塀、フェンス、緑化施設）		◎		

2 申告方法

(1) 申告していただく方

令和7年1月1日現在、四万十市内に償却資産を所有されている方です。

なお、次の方も申告が必要です。

ア 償却資産を他に賃貸している方

イ 所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方

ウ 所有権移転リースの場合、原則として償却資産を使用している借主の方

エ 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方

オ 内装・造作及び建築設備等を取り付けた賃借人（テナント）等の方

※償却資産を所有されていない方は「該当資産なし」として申告をお願いします。

また、廃業・移転・合併等で全ての資産が減少した方も、減少の申告をお願いします。

(2) 提出していただく書類

提出書類		償却資産 申告書 (*1)	種類別明細書		申告書の備考欄・留意事項
			別表1 (緑)	別表2 (赤)	
		第26号 様式(緑)	増加資産 ・全資産 用	減少 資産用	
申告区分					
初めて 申告さ れる方	申告する資産がある場合	○	○		・「1資産の増あり」を○で囲んでください。 ・全資産の申告をお願いします。
	申告する資産がない場合	○			・「4該当資産なし」を○で囲んでください。
前年度 に申告 された 方	資産に増減がない場合	○			・「3資産の増減なし」を○で囲んでください。
	増加した資産がある場合	○	○		・「1資産の増あり」を○で囲んでください。
	減少した資産がある場合	○		○	・「2資産の減あり」を○で囲んでください。
	資産に増減がある場合	○	○	○	・「1資産の増あり」と「2資産の減あり」の 両方を○で囲んでください。
	廃業・解散等した場合	○			・「5閉鎖・解散・移転等」のいずれかを○で 囲み、事由発生日を記入してください。
	所有者死亡による 相続をした場合	○	△	△	・申告書の氏名欄に相続人の氏名、備考欄に亡 くなった方（被相続人）の氏名と相続した年月 を記入してください。 ・資産の内容に変更（増減）があった場合は、 種類別明細書も併せて提出してください。

(*1) 償却資産の申告書（第26号様式（緑））について

○「17 事業所用家屋の所有区分」が自己所有または借家のどちらかとも忘れずにご記入ください。

※構築物（空調設備等）が家屋か償却資産か判断するにあたり重要な情報となりますので、記入漏れがないようお願いします。

○合併、相続、送付先変更等の場合、18備考の「6 その他」を丸で囲み、下の記入例を参考に内容をご記入ください。

<記入例> A社とB社が合併し、××月××日よりC社となる。

○廃業の場合、18備考の「5 閉鎖・解散・移転等」を丸で囲み、廃業日をご記入ください。

※この申告をもって廃業とし、償却資産の課税対象外となりますので、廃業の場合も必ずご申告ください。

3 法人税・所得税（国税）との比較について

項目	固定資産税（償却資産）の取扱い	法人税法・所得税法（国税）の取扱い
償却計算の期間	暦年（賦課期日）制度	事業年度（決算期）
減価（償却）の方法	原則として固定資産評価基準に定める減価率	定率法、定額法の選択制度（建物については定率法）（*7）
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳（*1）	認められていません	認められています
特別償却・割増償却（租税特別措置法）（*2）	認められていません	認められています
増加償却（*3）	認められています	認められています
耐用年数の短縮（*4）	認められています	認められています
評価額の最低限度額（*5）	取得価額の5%	備忘価額（1円）まで
改良費（*6）	区分評価（改良が加えられた資産と改良費を区分して評価）	原則区分評価、一部合算評価も可

- （*1）圧縮記帳とは、国庫補助金等により取得または改良した資産の価額から受贈益または譲渡益等に相当する額を控除した額を取得価額とすることです。固定資産税では、圧縮記帳は認められていませんので、圧縮前の取得価額をご記入ください。
- （*2）特別償却とは、普通償却のほかに取得価額に一定割合を乗じて算出した金額を必要経費または損金の額に算入する制度です。割増償却とは、普通償却のほかに事業年度の普通償却の額または普通償却限度額に一定割合を乗じて算出した金額を必要経費または損金の額に算入する制度です。国税では認められていますが、固定資産税では特別償却・割増償却は認められていません。
- （*3）増加償却とは、通常平均使用時間を超えて使用した機械及び装置について、平均的な使用時間を超えて使用した分償却を増加させることです。償却資産申告書の「9 増加償却の届出」を丸で囲み、増加償却の届出書の写しを添付して申告をお願いします。
- （*4）耐用年数の短縮とは、法令で定められた短縮事由のいずれかの事由によって、その資産の実際の使用可期間がその資産の法定耐用年数に比べて著しく短くなる場合に、あらかじめ納税地を所轄する国税局長の承認を受けることにより、その資産の使用可能期間を耐用年数として、早期に償却することができる制度です。償却資産申告書の「8 短縮耐用年数の承認」を丸で囲み、国税局長の承認の通知書の写しを添付して申告をお願いします。
- （*5）平成19年度税制改正により、国税（法人税・所得税）については備忘価額（1円）まで減価償却することができます。一方、固定資産税では取得価額の5%に相当する額が評価額の最低限度額となります。減価償却が終了した資産についても、その資産が事業の用に供することができる限り課税客体となるため申告する必要があります。
- （*6）改良費（資本的支出）とは、取付けや取替等で資産の耐用年数を延長又は価額を増加させるものであり、能力維持のための支出は修繕費となります。固定資産税では改良を加えられたことにより増加した部分の評価は、改良を加えられた償却資産と区分し、一つの資産とみなします。
- （*7）平成19年度税制改正により、国税（法人税・所得税）における減価償却制度の抜本的な改正が行われています。

4 償却資産の価格・課税標準・税額

(1) 決定価格

償却資産の価格は、取得時期・取得価額・耐用年数を基本として、申告していただいた資産の評価額を一品ごとに算出し、全資産の価格の合計額が決定価格となります。

(2) 評価額の算出方法

償却資産の評価は、取得年月日・取得価額及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産について一品ごとに賦課期日（1月1日）現在の評価額を算出します。

	評価額
前年中に取得した資産 (取得月にかかわらず半年分を償却します)	取得価額× $\frac{(1 - \text{減価率} \times 1)}{2}$
前年前に取得した資産	前年度評価額× $(1 - \text{減価率})$

※減価率については、「減価率及び減価率残存表(抜粋)」をご参照ください。

※ $\frac{1}{2}$ は減価残存率です。

※「 $\text{減価率} \times 1 / 2$ 」は、小数点以下第4位を四捨五入します。

※評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額になります。

(3) 税額の計算方法

償却資産一品ごとに評価額を算出します。

<計算例> ※破線部分の端数処理は、小数点以下第4位を四捨五入しています。

資産の名称	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率	R7年度評価額
資産①	1	R6年10月	600,000円	5年	0.369	489,000円
	R7年度評価額 $600,000 \times (1 - \frac{0.369}{2}) = 489,000$					
資産②	1	R5年2月	2,000,000円	7年	0.280	1,238,400円
	R6年度評価額 $2,000,000 \times (1 - \frac{0.280}{2}) = 1,720,000$					
	R7年度評価額 $1,720,000 \times (1 - 0.280) = 1,238,400$					
資産③	1	R4年12月	1,900,000円	15年	0.142	1,299,402円
	R5年度評価額 $1,900,000 \times (1 - \frac{0.142}{2}) = 1,765,100$					
	R6年度評価額 $1,765,100 \times (1 - 0.142) = 1,514,455$					
	R7年度評価額 $1,514,455 \times (1 - 0.142) = 1,299,402$					
合計	3		4,500,000円			3,026,802円
令和7年度決定価格			3,026,802円……A			

(4) 課税標準額

上記表のAが課税標準額（千円未満切り捨て）になります。

※土地・家屋を所有している場合は、その課税標準額を合算し、千円未満を切り捨てます。

(5) 年税額の計算

(4)の課税標準額に税率1.4%をかけて年税額を算出します。（百円未満切り捨て）

ただし、課税標準額が150万円未満（免税点未満）の場合は課税されません。

※課税標準額が150万円未満となる場合であっても必ずご申告ください。

「減価率及び減価率残存表（抜粋）」

$$A=1-r/2 \quad B=1-r$$

耐用年数	耐用年数に応ずる定率法による減価率 r	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる定率法による減価率 r	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる定率法による減価率 r	減価残存率	
		前年中取得のもの A	前年前取得のもの B			前年中取得のもの A	前年前取得のもの B			前年中取得のもの A	前年前取得のもの B
2	0.684	0.658	0.316	33	0.067	0.966	0.933	64	0.035	0.982	0.965
3	0.536	0.732	0.464	34	0.066	0.967	0.934	65	0.035	0.982	0.965
4	0.438	0.781	0.562	35	0.064	0.968	0.936	66	0.034	0.983	0.966
5	0.369	0.815	0.631	36	0.062	0.969	0.938	67	0.034	0.983	0.966
6	0.319	0.840	0.681	37	0.060	0.970	0.940	68	0.033	0.983	0.967
7	0.280	0.860	0.720	38	0.059	0.970	0.941	69	0.033	0.983	0.967
8	0.250	0.875	0.750	39	0.057	0.971	0.943	70	0.032	0.984	0.968
9	0.226	0.887	0.774	40	0.056	0.972	0.944	71	0.032	0.984	0.968
10	0.206	0.897	0.794	41	0.055	0.972	0.945	72	0.032	0.984	0.968
11	0.189	0.905	0.811	42	0.053	0.973	0.947	73	0.031	0.984	0.969
12	0.175	0.912	0.825	43	0.052	0.974	0.948	74	0.031	0.984	0.969
13	0.162	0.919	0.838	44	0.051	0.974	0.949	75	0.030	0.985	0.970
14	0.152	0.924	0.848	45	0.050	0.975	0.950	76	0.030	0.985	0.970
15	0.142	0.929	0.858	46	0.049	0.975	0.951	77	0.030	0.985	0.970
16	0.134	0.933	0.866	47	0.048	0.976	0.952	78	0.029	0.985	0.971
17	0.127	0.936	0.873	48	0.047	0.976	0.953	79	0.029	0.985	0.971
18	0.120	0.940	0.880	49	0.046	0.977	0.954	80	0.028	0.986	0.972
19	0.114	0.943	0.886	50	0.045	0.977	0.955	81	0.028	0.986	0.972
20	0.109	0.945	0.891	51	0.044	0.978	0.956	82	0.028	0.986	0.972
21	0.104	0.948	0.896	52	0.043	0.978	0.957	83	0.027	0.986	0.973
22	0.099	0.950	0.901	53	0.043	0.978	0.957	84	0.027	0.986	0.973
23	0.095	0.952	0.905	54	0.042	0.979	0.958	85	0.026	0.987	0.974
24	0.092	0.954	0.908	55	0.041	0.979	0.959	86	0.026	0.987	0.974
25	0.088	0.956	0.912	56	0.040	0.980	0.960	87	0.026	0.987	0.974
26	0.085	0.957	0.915	57	0.040	0.980	0.960	88	0.026	0.987	0.974
27	0.082	0.959	0.918	58	0.039	0.980	0.961	89	0.026	0.987	0.974
28	0.079	0.960	0.921	59	0.038	0.981	0.962	90	0.025	0.987	0.975
29	0.076	0.962	0.924	60	0.038	0.981	0.962	91	0.025	0.987	0.975
30	0.074	0.963	0.926	61	0.037	0.981	0.963	92	0.025	0.987	0.975
31	0.072	0.964	0.928	62	0.036	0.982	0.964	93	0.025	0.987	0.975
32	0.069	0.965	0.931	63	0.036	0.982	0.964	94	0.024	0.988	0.976

「固定資産評価基準」別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」より作成